

主な御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準値を緩和することに反対する。</li> <li>・ 基準値を緩和することは、化学農薬の使用を推進していることになる。</li> </ul>	<p>消費者の健康の保護等を目的とした国際的な政府間機関のコーデックス委員会では、食品や飼料中の農薬の残留基準値を「合法的に認められる最大濃度であり、農薬の使用基準に基づいて設定し、残留量がこれ以下であればその作物に由来する食品は毒性学的に安全であること」と定義しています。本基準値の改正においても、この考え方及び国際的なリスク評価機関である FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における残留農薬の基準の設定方法に基づき、基準値を設定しました。</p> <p>その際、国内外におけるグリホサートの使用方法、また使用方法に従ってグリホサートが使用された場合に飼料作物にどの程度残留し家畜に移行するかを確認した上で、内閣府食品安全委員会において設定された許容一日摂取量（ADI）を踏まえ、畜産物を食べた人の健康に影響を与える可能性がないことを確認して基準値を設定したものであり、化学農薬の使用を推進するものではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリホサートは国際がん研究機関（IARC）が、発がん性の懸念があるとし、多くの国で禁止や規制が進んでいる。なぜ、日本で使用が認められるのか。</li> </ul>	<p>グリホサートについては、2015年にIARCがグループ2Aである「ヒトに対しておそらく発がん性がある」に分類したものと承知しています。</p> <p>IARCによる評価は、使い方や量に関わらず、発がん性を示す試験結果がどの程度あるかに基づき発がん性の分類を行っています。そのため、物質の発がん性の強さや暴露量に基づくリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>行政のリスク管理措置は、リスク評価の結果に基づいて講じることが食品安全行政の国際的な考え方です。我が国では、2016年に食品安全委員会がグリホサートの食品を通じた人の健康への影響評価を行い、農薬としての使用方法を遵守して使用する限りにおいては、発がん性は認められないとしています。</p> <p>また、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）を始め、米国、EU、カナダ、豪州の評価においても、我が国と同様、農薬として適正に使用する限り、発がん性を含め人の健康に問題は生じない</p>

主な御意見の概要	御意見に対する考え方
	と結論づけているものと承知しています。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公布後 30 日を経過する日から施行するとしてはどうか。</li> </ul>	<p>大豆及び大豆油かすについては、基準値を新設すること、また、とうもろこしについては、規制対象物質の変更を伴う基準値の見直しとなることから、流通時の混乱を避けるため、公布後 6 か月を経過した日から施行することとしています。一方、えん麦、大麦、小麦、マイロ及びライ麦については、規制対象物質の変更を伴わない基準値の見直しとなり、円滑な流通を妨げるものではないため、公布の日から施行することとしました。</p>